

令和8年度

京丹後市立学校施設照明LED化推進事業仕様書

令和8年4月

京丹後市教育委員会事務局

## 1. 適用範囲

本仕様書は「京丹後市立学校施設照明LED化推進事業」に適用する。

## 2. 履行場所

別紙1の通り

## 3. 業務内容

### (1) LED照明器具等の調達（取替に必要な部品を含む）

別紙2「照明器具リスト」を満たした機器を調達する。

### (2) LED照明器具等の取替

「照明器具等の取替」に基づいて作業

### (3) 更新にかかる廃棄処理等

既設照明器具の不要な機器の撤去及び処分、調達した機器等の設置時に取り外した機器等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適切に撤去及び処分する。

### (4) LED照明器具等の維持管理（賃貸借期間中）

障害発生時に緊急対応できる照明機器メーカーの保守対応窓口を設けること。

### (5) その他

個々の機器の設置が完了した時点から使用の開始を認め、賃貸借期間開始日までに障害が発生した場合、本施工に起因する障害である場合においては受注者の責において修復することとする。

### (6) 取替期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※半導体資材不足などの市場環境に影響を受け、やむを得ず設置期限の延長が必要となる場合は、工事期間中に発注者に申し出て、協議のもと決めるものとする。

### (7) 賃貸借契約期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日（120カ月間）

※やむを得ず設置期限を延長した場合は、発注者と協議の上で賃借契約開始月を決め

る。

(8) 万一の天井材のアスベスト含有の可能性を考慮し、交換する照明器具等は、既設の建物に配慮し、できる限り天井等建物の補修を伴わず交換可能な製品を選定すること。

(9) 現場説明及び現地確認対応は実施しないこととする。そのため、別紙2「照明器具リスト」により、既設照明器具等の設置状況を確認すること。

#### 4. 対象照明器具

別紙2「照明器具リスト」のとおり

照明器具の仕様等

ア 照明器具等は、すべて新品とする。

イ 照明器具等は、国内メーカーのものとする。

ウ 照明器具等は、種類ごとに同一メーカーで統一すること

エ 照明器具等は、ISO9001（品質）の認証取得工場で製造された製品とすること。

オ 照明器具等は、ISO14001（環境）の認証取得工場で製造された製品とすること。

カ 照明器具等は、確実な省エネ効果を実現するため別紙2「照明器具リスト」に記載の色温度は同等、光束は以上の数値を満たす製品とすること。

キ 照明器具等は、一般社団法人日本照明工業会がホームページに公表するJIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のすべてに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。（公共施設用照明器具に機種設定のないLED直管ランプ等及びその他LED照明についても同様に上記登録対応機種を持つメーカーが製造した製品とすること）

ク 筐体の材質については難燃材であること。

賃貸借期間中に仕様を満たさない製品である事が発覚し、市担当より指摘等が

あった場合は、速やかに受注者の負担で入替を行うこと。（入替までに市が負担増となる電気代の支払いについては、別途協議事項とする。）

## 5. LED 直管ランプ

- ア G13 口金を持つランプとし、既設器具を活用すること。
- イ ランプに電源を内蔵した製品とすること。
- ウ 既設器具の安定器をバイパス（切り離し）し、直接ソケットに給電するように施工し、電源内蔵型の LED 直管ランプに代替えること。なお、安定器は残置とする。
- エ 既設安定器のバイパス（切り離し）を必要としない LED 直管ランプは不可とする。
- オ 別紙 2「照明器具リスト」の「備考」に回転と記載のある製品に関して、ソケット回転式のランプとし、それ以外は固定式のランプとする。

## 6. 調光機能

別紙 2「照明器具リスト」の【調光】欄に●のある教室は調光機能を有することを要する。

下記の仕様を満たすものとする。

- ア 調光制御方式は、無線調光制御方式とすること。
- イ グループ調光（10%刻みで 10～100%）が可能であること。また、4 回路以上の対応が可能であること。  
詳細な回路設定については、契約後、発注者と協議し決定する。
- ウ 回路ごとの ON/OFF、調光制御がワンタッチで可能であること。通信制御範囲は、制御機器から照明器具まで 15 メートル以上とする。
- エ 現場での使用はスイッチ操作とするため、埋込型スイッチとし、室内入口付近に設置すること。電池式は不可とし、常時給電とすること。無線調光用受信機は、安定した通信環境を実現する観点より専用電源とし、既設分電盤から新規配線を敷設すること（コンセント給電が可能な場合は、既設コンセントの活用も可）とする。  
※リモコンでの操作は不可とする。
- オ 教育上及び省エネの観点から、過度な照度を抑えるため、調光設定を行い、その設定

を維持できる機能を有すること。

カ 2.4GHz の場合、混線を避ける為、使用する無線のチャンネルは変更可能であることとする。

## 7. 照明器具等の取替

- (1) 契約後、必要書類を速やかに作成し、発注者に提出し、施工方法等について協議すること。
- (2) 施工前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者へ報告し協議するものとする。
- (3) 取替に使用する雑材はすべて新品とする。
- (4) 取替にあたっての安全管理については、発注者と打ち合わせを行い、受注者の負担で作業場所とその近辺の安全確保に必要な措置を講ずること。
- (5) 取替において発生する軽微な工事、補修等については、本事業の作業範囲として実施すること。
- (6) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と調整し、事故及び紛争を防止すること。
- (7) 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。
- (8) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の発注者敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (9) 必要に応じて、通路・資材置場等の各部養生を行うこと。
- (10) 施工着手にあたって、受注者は、業務の一部を第三者へ委任する場合は、次に掲げる条件を遵守するとともに市が指定する様式を着手日までに提出し、承認を得なければならない。委任先にあたっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき、電気工事としての建設業の許可を受けていること。

- (11) 取替期間中は施設管理者と日程調整を行い、学校運営に支障のないよう作業工程、作業方法に配慮するものとする。
- (12) 作業時間帯の決定にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (13) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (14) 作業終了後に床の清掃等を行うこと。
- (15) 取替の前後に当該照明回路の絶縁抵抗値測定を実施し、作業による抵抗値の異常な低下等がないことを書面にて報告すること
- (16) 取替前後の照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。
- (17) 施工日時は、各施設の運営を加味し、発注者と協議のうえ、施工すること。
- (18) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し廃棄物マニフェストの写しを提出すること。PCB を含む安定器があった場合には、取扱いについては別途発注者と協議するものとする。
- (19) 本仕様に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版/国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完する。
- (20) 劣化しているソケット、電線については交換し、必要であれば転落防止措置を施す等十分安全性を考慮した方法にて設置すること。
- (21) 取替に必要な資格については、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とし、建設業法第3条第1項の規定に基づく電気工事業の許可を受けた事業者とする。
- (22) 本仕様に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

#### 8. 既存照明器具機器等の取り外し及び集積

- (1) 受注者は、既存照明機器等の取り外しを丁寧に行い、灯具・ランプ等に仕分けし、破損しないように指定場所へ集積した後、シート等を用意し養生すること。
- (2) PCB 含有の可能性ある機器を発見した場合は、ただちに発注者に報告するものとし、その後の対応については、発注者の指示に従うものとする。

## 9. 物品の保守等

(1) 保証期間は賃貸借満了までとし、その間に生じた不点灯や不具合等に係る費用（器具交換、部品交換、出張料金等）は受注者の負担とする。

保証期間経過後の費用は発注者の負担とする。但し非常灯のバッテリーの故障など、一般的に消耗品としての扱いに当たるものに関しては、メーカーが定める保証期間内においての保守とする。

(2) ランプ交換による既存ソケットの破損によって生じた損害は、受注者が対応するものとし、対応方法に関しては別途協議とする。

(3) 不具合の申し出を受けて現地確認に伺った際、当不具合が本事業に起因しない場合において、本事業に起因しないことの特定については受注者の責任の範疇とする。

但し、本事業に起因しないことを特定した後、その修繕にあたっては発注者の責任の範疇で行うものとする。

(4) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。

(5) 受注者は動産総合保険に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害をてん補するものとする。動産総合保険の費用については、賃貸借料に含めるものとする。

## 10. 物品の移動等

発注者が照明器具の設置箇所を変更する必要があるときは、別途、発注者の負担により受注者が施工する。

## 11. 提出書類

受注者は取替にあたり、以下の書類を発注者に提出すること。

番号	提出書類	提出時期
1	施工計画書（作業員名簿・施工体制図）	作業着工前
2	実施工程表	作業着工前
3	機器構成一覧表	作業着工前
4	機器仕様書	検査時
5	工事写真（施工前、施工後）※撮影箇所は協議	検査時
6	絶縁抵抗値結果（施工前、施工後）	検査時
7	廃棄物マニフェスト	検査時
8	アフターフォロー体制表	検査時

## 別紙1 対象施設一覧

NO	施設名称	所在地
1	京丹後市立峰山小学校	〒627-0013 京丹後市峰山町不断 1
2	京丹後市立いさなご小学校	〒627-0027 京丹後市峰山町安 9
3	京丹後市立しんざん小学校	〒627-0004 京丹後市峰山町荒山 1 3 0 0
4	京丹後市立大宮第一小学校	〒629-2503 京丹後市大宮町周枳 1 5 2 2
5	京丹後市立大宮南小学校	〒629-2531 京丹後市大宮町奥大野 7 2
6	京丹後市立網野北小学校	〒629-3104 京丹後市網野町浅茂川 1 8 6 1
7	京丹後市立網野南小学校	〒629-3102 京丹後市網野町下岡 1 8 0
8	京丹後市立島津小学校	〒629-3121 京丹後市網野町島津 1 2 5 1
9	京丹後市立橘小	〒629-3241 京丹後市網野町木津 1 3 5 7
10	京丹後市立丹後小学校	〒627-0201 京丹後市丹後町間人 2 6 9 1
11	京丹後市立弥栄小学校	〒627-0132 京丹後市弥栄町木橋 5 5 8
12	京丹後市立久美浜小学校	〒629-3410 京丹後市久美浜町 3 3 6 9
13	京丹後市立高龍小学校	〒629-3572 京丹後市久美浜町新谷 2 5 0
14	京丹後市立かぶと山小学校	〒629-3441 京丹後市久美浜町神崎 1 6 0 3
15	京丹後市立峰山中学校	〒627-0004 京丹後市峰山町荒山 8 8
16	京丹後市立大宮中学校	〒629-2501 京丹後市大宮町口大野 2 1 6
17	京丹後市立網野中学校	〒629-3101 京丹後市網野町網野 2 6 9 6
18	京丹後市立丹後中学校	〒627-0201 京丹後市丹後町間人 3 2 0
19	京丹後市立弥栄中学校	〒627-0111 京丹後市弥栄町溝谷 3 3 0 1 - 1
20	京丹後市立久美浜町中学校	〒629-3410 京丹後市久美浜町 6 4 0